

取扱区分：「公開」

平成26年第2回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成26年2月10日(月)午前10時03分～

於：キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター 1階カルチャールーム

平成26年第2回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成26年2月10日（月） 午前10時03分 ～ 10時42分

2 場 所 キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター 1階カルチャールーム

3 会議に付した議案

議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
報告第6号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	3件
報告第7号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	3件
報告第8号	非農地証明について	2件

4 出席委員

第1番	久保忠雄君	第2番	笠井保雄君
第3番	河内邦雄君	第4番	大田幹代君
第5番	杉村洋治君	第6番	歳光時正君
第7番	福田栄司君	第8番	安永守君
第9番	岩田学君	第10番	村木実君
第11番	松田孝行君	第12番	徳原尚一君
第13番	山崎光夫君	第14番	水井規雅君
第15番	石村敏昭君	第17番	白石純治君
第18番	小林一雄君	第19番	福田みどり君
第20番	杉村龍男君	第21番	藤井和典君
第22番	梅田洋治君	第23番	椎木人志君
第24番	大江静人君	第26番	江波一男君
第27番	田中榮作君	第28番	野村一男君

第29番 藤 井 孝 君

第30番 西 田 孝 美 君 (職務代理者)

第31番 杉 村 勝 美 君 (会長)

5 欠席委員

第16番 實 近 浩 司 君

第25番 弘 中 壽 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長 兼 重 輝 美

次 長 西 村 一 成

次長補佐 徳 本 純 子

書 記 田 原 勉

事務局

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は31名中29名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第16番實近浩司委員、第25番弘中 壽委員で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時03分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成26年第2回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第9番、岩田 学委員さん、第22番、梅田洋治委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

まず、議案第3号を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

1番からご説明いたします。

申請地は、●●地区の市街化調整区域に所在する田で、大字●●字●●、●●番、234平方メートル、農地区分は、農用地区域外農地でございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、申請地を相続しましたが、耕作困難なため、申請地を譲受人に譲り渡すこととされ、譲受人は、申請地を譲り受け、規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、農業に関心が深く、農業専従であり、自己所有農地に近接する申請地を譲り受け、営農活動に力を入れられるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は176アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、大根、ほうれん草、たまねぎ、人参等の野菜を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

第1番について、去る2月1日、譲渡人、譲受人と3者で現地に行きまして調査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

申請地は、現在、一部みかん等の苗木が植えてあり、譲渡人は、この度申請地を相続されましたが、自宅から10数キロメートル離れた所にあります。

て、通作困難ということで大変困っておられた所でございます。

こうした中で、申請地は、譲受人の農地と隣接しており耕作に便利であることから、譲受人の要望で今回双方の話がまとまったものでございます。

また、申請地は、譲受人の自宅から比較的近距離にありますし、譲受人は農業に大変熱心な方で、当地区で他に農地を預かって水稻の作付け等をしておられます。

このようなことから、譲受人は、経営規模の拡大に大変意欲的に取り組んでおられますので、何ら問題になることはないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

2番について、ご説明いたします。

申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●に所在する農用地区域外農地の田2筆で、合計面積は、4,356平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢により耕作困難となり、また後継者もないことから、申請地を譲受人に譲り渡すこととされ、譲受人は、申請地を利用権設定により、現在耕作しておりますが、譲渡人の申し出もあり、申請地を譲り受け、規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項につ

いて、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、規模を拡大することで農業経営の安定化を図り、また、地域の生活環境保全のため、耕作放棄地の拡大を未然に防ぎたいとのことであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると思込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は276アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

第2番について、同じく2月1日に、譲渡人、譲受人と3者で、現地に参りまして調査をしましたので、その結果をご報告いたします。

申請地は、譲受人と譲渡人との間で利用権の設定がされ、譲受人は、水稻の作付けをされていた所でございます。

こうした中で、この度譲渡人は、高齢で後継者がいないことから、農地の管理ができないため、譲受人に譲り渡したいとの話がありまして、一方譲受

人は、申請地が自分の農地と隣接していることから、耕作に便利であるため
利用権の設定を解除され、譲り渡しの話がまとまったものでございます。

譲受人は、経営規模の拡大に意欲的に取り組んでおられますので、何ら問
題になることはないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

3番について、ご説明いたします。

申請地は、●●地区の白地地区に所在する田で、大字●●字●●、●●番
1、420平方メートル、農地区分は、農用地区域内農地でございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、耕作困難となったため、申請地を譲
受人に譲り渡すこととされ、譲受人は、譲渡人の要望もあり、申請地を譲り
受け、規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項につ
いて、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、従前より利
用権設定により耕作していた申請地を譲り受け、自己所有農地として耕作に
携われるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族
の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定に

については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は106アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

譲受人と1月30日に現地でお会いをして、確認をした所です。10数年その田をずっと利用権設定で耕作をしておられたそうですが、自分で鋤くということで、今現在、利用権設定自体が1年ほど切れています。

そうした時に、売買の話が来て購入ということになったそうです。現在、利用権設定は結んではおられないんですが、過去10数年ずっと結んでいたということから、売買になったということです。

現在、田も鋤いてありますので、何とかいけるんじゃないかなと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。

今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1議案1件でございます。

それでは、ご説明いたします。

申請人は、市内在住の林業を営む方ですが、この度、椎茸生産の増産のため、自宅にも乾燥設備にも近くて便利のよい申請地に、トウネズミモチを植林し、椎茸栽培のホダ場にするものでございます。

(スクリーンに、位置図を表示)

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、市役所●●支所から西へ約2.5キロメートルの国道●●号沿いに位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●字●●、●●番●、地目は田、地積は1,015平方メートル、同じく●●番●、地目は田地積は1,059平方メートル、合計2,074平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが、分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図・排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がないということで、農地法第4条第2項第2号に該当いたしません。

事業目的を達成しうる他の土地の存在につきましては、他に転用基準を満たしている土地がないということでございます。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されております。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、開発行為でない旨の届出の写しが添付されております。

周辺農地の営農状況への支障につきましては、事前に近隣の承諾を得ている旨記載の被害防除計画書が添付されております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番

調査報告をいたします。

去る2月6日に、会長と申請人とで、現地にて書類並びに現況の状況調査を実施いたしました。

現況は、国道・私道・宅地に、申請地のみ囲まれた周囲に農地のない状況で、昨年まで田として耕作されておりましたけれども、自然の水源に乏しく井戸水で耕作するような状態で、非常に手のかかる農地のため、今年より耕作をあきらめて、家業である林業の椎茸栽培のホダ木置場として、県に出向き相談した結果、県の林業試験場の推奨する常緑樹で大木にならないトウネ

ズミモチを植栽したいという考えでございました。

なお、私道を隔てた宅地も、申請者の自宅並びに実家、兄弟等の身内で、承諾も取ってありまして、開発行為でない旨の届出書も提出済みで、被害防除計画書等の書類も整っておりますので、まず問題ないと考えます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第22番

私たちは、サクラの木とかクヌギで椎茸やなめこをやりますが、この木はどこから取り寄せられるんですか。200本という苗木は。それと2点目は高さはどのくらいになるのか、そして何年ぐらいで菌が打てるのか教えてください。

事務局

ご説明いたします。この苗木は、息子さんがインターネットで取り寄せるとお聞きしています。高さにつきましては、10メートルから高くても15メートルということです。それとこれは、日陰を作るために植えるものでありますので、菌を植え付けるものではないということです。以上です。

第22番

ありがとうございました。

議長

よろしいでしょうか。その他ございませんか。はい、●●委員さん。

第9番

10メートルから15メートルといったら、写真の倉庫というか車庫の横にカラマツの葉が落ちたのがありますが、あれぐらいです。あれカラマツでしょ。多分。あんなのがここへできて大丈夫なんですか。それと、ここは農

振地域ではないんですか。

事務局

はい、ご説明します。まず、ここは白地なので農振地域ではありません。それと向こう側に木が見えていますが、あそこは宅地です、申請人ご本人の所有地です。

第9番

いやそう言う意味ではなくて、ここ全体にあのような木が立つ訳ですから、200本植えたら景観を損なわないかということです。

第22番

高さが高いと風が強い時、落ち葉が沢山落ちませんか。

事務局

その辺は、私が現地調査に行った時に息子さんと話しましたが、大変気にされておりました。風のことも言われていました。風で万が一倒れたらいけないということで、少し控えて植えると考えていると言っておられました。

ここに、そういう木を植えるということを非常に気にされておまして、4～5軒家があると思いますが、その家の方には、事前にこういう木を植えますのでということで、承諾は得ているということです。

日陰につきましては、向こう側に見える所が申請人ご本人の宅地でありまして、向こうが北側になりますので、向こう側が陰になると言えますが、それはご自分の所有地ということです。

こちら側に道路がありまして、幅員が5メートルぐらいあります。そこに4～5軒の家がありますが、南東側になりますので、日陰にはならないと話はされておりました。しかし、台風等でご迷惑をかけてはいけないということは、申請人の息子さんは非常に危惧されておりましたので、その辺りは、近隣の方に十分ご理解を頂いているのではないかと感じました。以上です。

第9番

ここは、●●の奥に比べたら、水がないというだけで結構いい所という感じですが。こういう所へ木を植えるということは、引き金になりはしないかというのを、農業委員として少し気になります。ここへ許可をしたらいろんな

所へ木を植える、「あそこへ許可をして通っているのに、ここはもらえないのか」というようなことのないことを考えて、許可を出さないといけないのではないかと思います。

それでなくても、遊休農地を削減とか言っているのに、普通の人は、国道を走ってふと見たら、「こういういい所へ木を植えて」と言って、水がないとは感じないです。国道を人が通行するので、木が大きくなったらどんどん目につきます。

ここに木を植えさせたということは、他にもそれが出て来るのではないかと、懸念しておかなくてはいけないのではないかと思います。その言い訳をどうするかです。

第22番

もう一件、トウネズミモチというのは、どれくらいの実がなるのか知りませんが、野鳥が多分食べに来るのではないですか。

第9番

転用であれば、栗とか梅とか植えるのは、公に許可されているから、「これは転用で植えているん」だと皆さんが文句を言わない訳です。これは、転用品目ではないです。完全に山の木です。庭木かもわかりませんが。その辺のことをよく考えて許可を出さないと指摘を受ける可能性はあります。それだけです。

議長

私の方から答えるというのもどうかと思いますが、今いろいろな発言がありましたような問題もあるかと思います。本人とも現地で相談も話もした訳ですが、先程から説明がありましたように、本人は今林業でやっておられます。それに椎茸栽培を同時に兼ねてやっておられます。相当本数、また山林をもっておられますが、現在、●●ダムの上の方に椎茸の原木を並べておられます。

乾燥場を申請地と自宅の近くに設備し、そこへ椎茸を持って帰っては乾燥されておられます。やはり近くの方がやり易い、また水稻といっても今低迷でありますし、住居の方に近づいて椎茸栽培をしたいという考えでやってお

られます。

周りへの影響がどうであろうかということも懸念される訳ですが、目的がきちんとしており、また、高木であり高さが相当高いということですが、周りに迷惑にならないように長くなれば上を切るということですよ。

常緑樹でございますので、年中葉がございます。その葉が水路に落ちる場合もあるかと思いますが、普通の落葉樹と違ってその葉がすべて落ちるという訳ではないようでございます。私もその木がどんなものかというのも見えていないし分からないんですが、話の中では、そういったことでありますのでやってみないと先は分かりませんが、今の話の中では、あまり大きな影響はないのではなかろうかと思えます。

第9番

周りへの影響よりも、水田に転用品目以外の木を、こういういい所に植えさせて農業委員会が許可を出したということ、指摘されはしないかというのを問題にしています。周りの影響とか関係ないんです。これを許可すること自体が、「農業委員会として大変なことですよ」というのを言っています。他にも悪い所があって、木を植えてやろうと思って待っている人がいる訳です。

ここが引き金になって、「だめですよ」と言えないような状態を作ってはいけないということを言っているのです。ここが目に見えない所ならいいですが、ここは国道●●号沿いに見える所で、ここへ森ができる訳ですから。

後で、農業委員としてやり難くなりさえしなければいいですが。転用というのは皆さん知っていますから、栗の木とかみかんとかの果樹であればいいですが、そういう品目ではないので、その辺の言い訳をどうするかです。

議長

目的がそういったことですので。

第9番

看板を立てて、「椎茸を栽培する施設ですよ」というような格好にすると何かやらないと、ただ木を植えたただけなら、絶対何か言ってきます。それだけでなく遊休農地で田を荒らすなど言っているのに、「農業委員会があそこへ

なぜ木を植えさせたのか」と絶対言ってきます。

議長

そういったことも、今後、指導はして行かなければいけないと思います。
山林として木を植えてそのまま放置するのではなく、管理をしながら椎茸の原木を日陰に立てて、椎茸栽培をするというひとつの目的がありますので。

第9番

何か細工をして、「ここへ意味もなく木を植えたのではないですよ。」というのが、国道を通行する人に分かった方がいいのではないかと思います。農業委員会として、「稲が作り難いから、ただ木を植えたのではなく、ここで椎茸を生産したいんだということを表示したらどうですか」と所有者に一言言った方がいいのではないですか。

議長

ありがとうございます。何らかの形で、皆さんに表示できるような方法を講じてもらうように、申請者に説明して実施して頂くようにお願いしようと思います。その他、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第6号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。報告第6号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のも

のに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第6号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

続きまして、報告第7号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。報告第7号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第7号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の6ページをお願いいたします。報告第8号「非農地証明について」を、ご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございま

す。

今回は2件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第8号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第8号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第2回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時42分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成26年2月10日

周南市農業委員会

会 長 不 久 村 勝 美

委 員 梅 田 洋 治

委 員 岩 田 学